

公益社団法人日本金属学会 会員に関する規程

(目的)

第1条 この法人の定款第7条第2項、第8条第2項及び第9条第2項の定めに基づき、この法人の会員の入会及び退会並びに入会金及び会費に関し必要な事項を、社員総会の決議によりこの規程に定める。

(正員の種類)

第2条 正員のうちに永年会員をおく。

2年齢が満71歳以上で、会員歴が40年以上の正員に、本人の申し出により、理事会の決議を経て、永年会員の称号を贈ることができる。永年会員は、定款第8条に定める会費納入義務を免除し、この法人の会報を寄贈する。

3永年会員は、本人の申し出により会費納入義務を果たすことができる。

4年齢が満60歳以上満65歳以下の正員であって、別表1に定める前納会費を納入した正員は、終身会員の称号を贈ることができる。終身会員は、定款第8条に定める会費納入義務を免除し、この法人の会報を寄贈する。

5年齢が満65歳以上の正員は本人の申し出により、シニア会員の称号を贈ることができる。シニア会員は、第9条に定めた正員の会費の半額を納入し、この法人の会報の電子ジャーナルを無料購読できるものとする。但し、この法人の会報は寄贈しないが、別に定める購読費を納入して冊子を購読することができる。

(名誉員)

第3条 この法人の目的である金属及びその関連材料の学術及び科学技術の振興に多大の貢献があった者に、この法人の会員資格の有無に係わらず、理事会の決議を経て、名誉員の称号を贈ることができる。名誉員は、定款第8条に定める会費納入義務を免除し、この法人の学術誌を寄贈するが、代議員の選挙権及び被選挙権は有しない。名誉員に関する必要な事項は、理事会で別に定める。

(学生の正員資格)

第4条 学生は、正員の会費納入義務を果たす場合は、正員の資格を有する。

2学生員が高等教育機関を卒業したとみなせる年齢又は期日に到達した場合は、本人からの連絡がない場合でも、正員としてこの法人の会員資格を継続するものとみなす。

(外国会員の分別呼称)

第5条 個人の外国会員を外国一般会員と称し、学生の外国会員を外国学生員と称する。

(維持員の定義)

第6条 法人及び団体の会員を維持員と称する。

(入会手続き)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、書面又は電磁的方法により次の事項を必要に応じて入会申込書に記載して提出しなければならない。

- (1) 入会情報（入会年月日、会員種別）
- (2) 個人情報（氏名（ふりがな、アルファベット表記）、性別、生年月日、E-mail アドレス、会費請求先、パスワード）
- (3) 所属（勤務（在校）先、部署、役職名、住所、電話番号、FAX 番号）
- (4) 自宅（住所、電話番号、FAX 番号）
- (5) 学歴
- (6) 専門分野
- (7) 会費支払い方法、購読機関紙種類
- (8) この法人の目的及び事業についての賛同
- (9) この法人の定款及び細則の遵守の誓約
- (10) 保護者または教員の同意
- (11) その他社員総会で決議した事項

2 この法人の維持員になろうとする法人または団体は、書面又は電磁的方法により以下の事項を入会申込書に記載して提出しなければならない。

- (1) 法人又は団体の名称
- (2) 住所
- (3) 維持員代表者（氏名、所属、役職、所属先住所、電話番号、Fax 番号、E-mail アドレス）
- (4) 正員資格付与者（氏名、所属、役職、所属先住所、電話番号、Fax 番号、E-mail アドレス）
- (5) 連絡先担当者（氏名、所属、役職、連絡先住所、電話番号、Fax 番号、E-mail アドレス）
- (6) 申込口数
- (7) その他理事会で決議した事項

(入会金)

第8条 定款第8条第2項に定める入会金の額は次の各号による。

- (1) 正員の入会金は1,000円とする。
- (2) 学生員の入会金は0円とする。
- (3) 外国一般会員の入会金は1,000円とし、外国学生員の入会金は0円と
- (4) 維持員の入会金は0円とする。
- (5) ユース会員の入会金は0円とする。

2 入会時には入会金及び会費を納入しなければならない。但し、1月1日から6月31日までに入会する場合は1年分の会費を、7月1日から12月31日までに入会する場合は半年分の会費を納入することとする。

(会費)

第 9 条 定款第 8 条第 2 項に定める会費の額は次の各号による。

- (1) 正員の会費は年 10,000 円とする。但し、会費納入時 30 才以下のものは 5,000 円とする。
- (2) 学生員の会費は年 4,000 円とする。
- (3) 外国一般会員の会費は年 10,000 円とし、外国学生員の会費は年 4,000 円とする。
- (4) 維持員の会費は一口で年 50,000 円とし、複数の口数を選択することができる。
- (5) ユース会員の会費は 0 円とする。

2 会費は 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年分を、前年 12 月 31 日までに支払わなければならない。

3 退会時にその年の未納の会費がある場合は、それを支払わなければならない。

4 退会時に会費は返金しない。

(会費の免除)

第 10 条 住所、居所又は通学地、勤務地が災害救助法適用地域に該当する会員のうち、希望する会員は当該年度の会費、当該年度の会費をすでに納入済みの場合は次年度の会費を免除する。

(会員の特典)

第 11 条 会員は次の特典を受けることができる。

- (1) この法人の会報(まつりあ)の無料購読
- (2) この法人の学術論文誌の購読料および投稿料の割引
- (3) この法人の学術刊行物の購読料の割引
- (4) この法人が主催する講演会・講習会事業の参加費の割引
- (5) その他社員総会で決議した特典

2 維持員は、一員あたり正員資格付与者一名を指名して、正員とすることができる。

(入会金及び会費の使途)

第 12 条 入会金は、学会賞事業に充当する。

2 会費は、その 2 分の 1 以上を公益目的事業のために、残余は管理費用のために充当する。

(退会手続き)

第 13 条 この法人の会員をやめる者は、書面又は電磁的方法により次の事項を退会届に記載して提出しなければならない。

- (1) 届出日及び退会日
- (2) 氏名又は法人名あるいは団体名
- (3) 会員番号
- (4) 連絡先

(5) 退会理由

(6) その他社員総会で決議した事項

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、社員総会の決議を要する。

附則

1. 平成 24 年 10 月 5 日 制定(第 881 回理事会決議、臨時社員総会決議)
施行はこの法人の公益社団法人移行日。
2. 平成 25 年 3 月 1 日 施行
3. 平成 27 年 10 月 5 日 一部改訂(臨時社員総会決議)
名譽員の決議要件の変更
4. 平成 28 年 10 月 6 日 一部改訂(平成 28 年度第 1 回臨時社員総会決議)
維持員の追加等
5. 平成 29 年 4 月 24 日 一部改訂(平成 29 年度定時社員総会決議)
正員の範囲の改訂、会費の改訂(平成 30 年 1 月 1 日施行)
6. 平成 31 年 4 月 23 日 一部改訂(平成 31 年度定時社員総会決議)
会費の免除の条文追加、会費の使途比率の改訂
7. 2020 年 4 月 24 日 一部改訂(2019 年度定時社員総会決議)
終身会員の追加
8. 2022 年 4 月 22 日 一部改訂(2021 年度定時社員総会決議)
シニア会員の追加
9. 2022 年 8 月 2 日一部改訂(2022 年度第 1 回臨時社員総会決議)
ユース会員の追加

別表 1

年齢	前納会費
60 歳	80,000 円
61 歳	70,000 円
62 歳	65,000 円
63 歳	55,000 円
64 歳	50,000 円
65 歳	40,000 円